



鳥取県公報

平成 21 年 6 月 12 日 (金)
号外第 70 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (61) (耕地課) 3
-------	---

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成21年度から施行するため池等整備事業（桜池地区）について、当該事業に係る各年度において徴収する分担金の総額を定める。

2 規則の概要

(1) 平成21年度から施行するため池等整備事業について、各年度の分担金の額を、工事費（北栄町桜池における事業にあっては、当該工事費から当該事業に係る地域において施行する県道の工事に要する費用（以下「補償費用」という。）のうち工事費に係る部分の費用を除いて得た額）の100分の6に相当する額及び事務費（北栄町桜池における事業にあっては、当該事務費から補償費用のうち事務費に係る部分の費用を除いて得た額）の100分の11に相当する額の合算額とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第61号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略		略	
6 ため池等整備事業 (1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業	工事費（北栄町桜池における事業にあっては、当該工事費から当該事業に係る地域において施行する県道の工事に要する費用（以下この項において「補償費用」という。）のうち工事費に係る部分の費用を除いて得た額）の100分の6に相当する額及び事務費（北栄町桜池における事業にあっては、当該事務費から補償費用のうち事務費に係る部分の費用を除いて得た額）の100分の11に相当する額の合算額	6 ため池等整備事業 (1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業	工事費の100分の6に相当する額及び事務費の100分の11に相当する額の合算額
(2)及び(3) 略		(2)及び(3) 略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。